

平成30年度第11回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年2月27日(水) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	宮嶋	智也
副主幹	石原	慎也
主任主事	窪田	武将

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

9番 秋山 啓治      10番 橘川 直泰

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議 事

議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

## 会議の状況

### 【議長】

それでは第11回の総会を開催したいと思います。出席委員は、全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

2月14日に会長事務局長会議がありまして、農地転用の審査基準の一部改正の話がありました。市街化の中にあるような第3種農地での転用を認めていたものをこれからは規制をきつくすること、建築条件付きの分譲での転用について、建築条件付きであっても造成のみの転用は規制をすること、第2種農地の近接区域の範囲の見直し、第1種農地の住宅の解釈、農地を取得して公共用地として使う場合の3年3作の廃止といった内容となっております。2020年1月6日の農業委員会の受理の対象から基準を見直す予定です。案件が出ないと分かりづらいと思いますが、案件が出てきましたら確認しながら進めていきたいと思っております。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第11回総会の議事録署名委員につきましては、9番秋山委員、10番橘川委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

このたび、1月31日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、この届出の受理通知書を2月1日付で発行しております。以上でございます。

### 【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項2朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、二宮町保健センターの北側にある

市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、駐車場としての転用目的での農地転用手続きになります。以上でございます。

**【議長】**

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第17号朗読 —

**【議長】**

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。中村委員、お願いします。

**【委員】**

1月17日、2月13日に山西・川匂地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地の場所は、山西の上原に位置する農地1筆、川匂の雲雀田に位置する農地1筆および前畑に位置する農地2筆の、計4筆4,809㎡となっております。対象地は、すべて適正に管理されており、今後も中間管理機構が借り受け、引き続き効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第17号関係資料をご覧いただきたいと思います。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

本議案は地権者と中間管理機構である神奈川県農業公社の貸借についての案件となっておりますが、中間管理機構は地権者から当該地を借り受け後、貸し付けを行うこととなりますので、中間管理機構からの借り受け予定者を今回から備考欄に記載させていただいております。上の2筆については新規の方、下の2筆については先月の総会で利用権設定を諮らせていただいた方で、相対での利用権設定を中間管理機構を利用した利用権設定に変更し、引き続き耕作を行う予定となっております。

中間管理機構から借り受け予定である2名が耕作する農地についても農地パトロー

ル等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われ  
ます。

地権者から中間管理機構への貸し出しについての案件になりますが、中間管理機構か  
らの貸し付け先も含め総合的に判断していただければと思います。以上、ご審議をお願  
いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

備考で新規とありますが、下2筆については既に借り受け予定者が耕作されていると  
思いますが、新規という取扱でよろしいのでしょうか。

**【事務局】**

下2筆については、先月総会で諮らせていただき、借り受け予定の方がすでに耕作は  
されておりますが、地権者の方が中間管理機構に貸し出すのが新規ということで、新規  
と記載させていただいております。上2筆については、現在貸付はしておらず新たに利  
用権設定する筆となっております。

**【委員】**

下2筆の借り受け予定の方は二宮の方ですか。

**【事務局】**

下2筆の借り受け予定の方につきましては、新規就農者で小田原の方です。上の2筆  
の借り受け予定の方は二宮の方です。

**【議長】**

今回の借り受け予定の方2名は主に川匂で、すでに耕作されている方です。

他になにかございますか。ないようですのでこれよりお諮りします。議案第17号  
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定す  
る」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。  
本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会